

財務省告示第九十二号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十八年二月十五日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行行 格
利付国庫債券（二年）（第二百四 十一回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で三百五十億円	三百四十九億八千八百八十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年二月十五日 額面金額百円につき九十九円九 十六銭八厘

十 十  
二 一  
初 利  
期 子  
利 率

年〇・三パーセント  
平成十八年八月十五日を支払  
とし、次の算式により算した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う。以下、  
次号及び第十四号において規定  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 第  
三 二  
後 の 期  
の 利 子 以

毎年二月十五日及び八月十五日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十 償  
四 還 金 限

平成二十年二月十五日

十 元  
五 利 金 支

日本銀行額百円につき百円

十 払  
七 込 期 日

平成十八年二月十五日